

社会福祉法人白河学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人白河学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等の算定)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が評議員会及び理事長の命を受けて理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(役員及び評議員の業務報酬等の算定)

第4条 理事長が法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとし、各年度の報酬総額が180万円を超えない範囲とする。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとし、各年度一人当たりの報酬総額が120万円を超えない範囲とする。

3 監事が法人及び事業所の指導監査への立ち合い及び運営状況の指導、若しくは監査の業務又は理事長の命を受けて法人及び事業所の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとし、各年度一人当たりの総額が120万円を超えない範囲とする。

4 評議員が理事長の命を受けて法人及び事業所の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとし、各年度一人当たりの報酬総額が120万円を超えない範囲とする。

5 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(重複支給の防止)

第5条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定

により業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表 1 の報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 月額報酬等については、前月 1 1 日から当月 1 0 日までの分を当月 2 0 日（支給日が休日に当たる場合はその前日）に支給する。

2 日額の報酬等については、当該会議の出席又は法人及び施設の業務に従事した都度に支給する。

3 報酬等は、法令及び本人から申し出があった場合は賃金控除に関する協定書の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決により行う。

第 8 条 上記の規定によりがたい場合は、実情に応じて理事長が決定する。

附則

この規程は平成 2 9 年 6 月 1 4 日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	日額 2,500円	1,500円 ただし、これを超える場合は実費額。
評議員会	日額 2,500円	

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長 月10日を超える場合	日額 15,000円 月額 150,000円	日額1,500円、ただし、これを超える場合は実費額とし、ひと月の累計額と給与規程に定める職員通勤手当額の低いほうの額。
理事 月10日を超える場合	日額 10,000円 月額 100,000円	
監事 月10日を超える場合	日額 10,000円 月額 100,000円	
評議員 月10日を超える場合	日額 10,000円 月額 100,000円	